

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第 10 号

労働基準法及び労働者派遣法の改正に反対する意見書（否決）

安倍内閣は、2015 年 4 月 3 日、労働時間規制の適用を除外する特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）、いわゆる残業代ゼロ制度の創設や、企画業務型裁量労働制の拡大等を定める労働基準法の改正案等を閣議決定し、同日、国会に提出した。

法案要綱を審議した労働政策審議会の答申にさえ「認められない」という労働者代表委員の意見がつけられたように、三者構成という基本原則を逸脱し、経営側の主張に偏重した瑕疵ある法案であり、到底容認できるものではない。

同法案による高度プロフェッショナル制度は、年収 1075 万円以上の労働者に残業代の不払いを合法化するものであり、2007 年に第 1 次安倍内閣が国会提出断念に追い込まれたホワイトカラー・エグゼンプション制度そのものである。

過労死や健康破壊が後を絶たない日本の異常な長時間労働を改善するためには、現行の時間外労働の限度基準（月 45 時間）の法定化など、労働時間の上限規制が必要不可欠となっている。しかし、同法案は、労働者に対して労働時間の裁量を保障する規定も置かず、「労働時間ではなく、成果で評価する」というものであり、成果達成に向けた業務命令のもと、際限のない長時間労働になることは必至で、「過労死促進法案」にほかならない。加えて、同法案には、企画業務型裁量労働制やフレックスタイム制の大幅な要件緩和も含まれ、長時間労働を強制する対象労働者を大幅に拡大するものとなっている。

今回の法案の本質は、8 時間労働制という労働者保護法制の根幹を切り崩すものであり、このような改悪が実現すれば、労働者は無権利状態に置かれ、一層の長時間労働に駆り立てられることは明らかである。

また、歴代政権の雇用政策によって、非正規労働者は 2000 万人を超え、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアといわれる労働者は 1100 万人に達しており、2008 年 12 月の「年越し派遣村」では、住むところがない労働者、所持金もない労働者が日比谷公園に数多く集まり、社会問題として取り上げられた。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）は、派遣先の常用労働者の雇用を脅かすことのないように、派遣就業を臨時的・一時的業務に限定し、派遣先の常用労働者を派遣労働者に置きかえることを禁止しているが、制定以来数次にわたる改正を経て、派遣労働者を含む非正規労働者が急増し、人口減少問題等とも相まって、大きな社会問題となっている。

こうした中で、安倍政権は、昨年通常国会及び臨時国会で 2 度も廃案となった労働者派遣法改正案を、労働政策審議会に諮らずに、2015 年 3 月 13 日に閣議決定し、国会に提出した。

現行法では、同一業務（派遣受け入れ期間の制限を受けない政令で定める業務以外＝自由化業務）については、継続して派遣を受け入れる期間を原則 1 年、過半数労働組合などの意見聴取を要件として最大 3 年（派遣労働者を入れかえても通算 3 年まで）と規定し、派遣先の常用労働者の雇用に影響を与えないこととし、3 年を超えて派遣労働を受け入れる必要がある場合は、派遣労働者に直接雇用の申し込みを義務づけている。

しかし、労働者派遣法改正案では、派遣先企業の求めに応じて、際限なく派遣労働を続けることを可能とするものであり、派遣労働者を一生涯派遣労働に縛りつけるものとなっている。

よって、国会・政府においては、以下の事項について実施するよう求める。

記

- 1 「残業代ゼロ」の特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）を導入しないこと。
- 2 労働基準法の見直しに当たっては、裁量労働制の対象拡大は行わず、時間外労働の上限規制や勤務間インターバル規制、夜勤交替制労働に関する実効ある規制など、働き過ぎ防止に資する法改正を行うこと。
- 3 労働者派遣法の見直しに当たっては、派遣労働による直接雇用の代替を促進する可能性のある規制緩和は行わず、臨時的・一時的な業務への限定や均等待遇の確立等の原則を盛り込む法改正を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

議員提出議案第 11 号

TPP 交渉に関する意見書（否決）

4 月 28 日の日米首脳会談では、TPP 交渉について、日米 2 国間協議での大きな進展を確認し、早期妥結に向けた協力を再確認した。同月 16 日に米国議会に大統領貿易促進権限（TPA）法案が提出されたことを契機に、日米 2 国間協議は大きく進展し、牛肉の関税を 10 年余りかけて 38.5% から 10% 前後まで引き下げることや、豚肉の関税を 1 キログラム当たり最大 482 円から 50 円前後まで引き下げることが固まり、緊急輸入制限措置（セーフガード）についても、大枠で合意したとされている。また、米国産米の特別輸入枠を設定することが固まり、米国側は主食米及び加工用米を合わせた 21.5 万トンの要求をしており、日本側の譲歩が焦点になっていると報道されている。

これらはいずれも、米や牛肉、豚肉等を重要品目として、TPP 交渉において除外または再協議を求めた国会決議に違反していることは明白であり、重大な譲歩提案は直ちに撤回すべきである。

一方で、米国議会に出された TPA 法案は、従来の TPA 法案と異なり、交渉が妥結しても事実上議会が修正を求める権限が盛り込まれており、仮に交渉が合意しても再譲歩を迫られる可能性がある。さらに、交渉参加国にとって受け入れがたい為替条項（相手国が通貨操作を行っている）と米国が認定した場合、関税引き上げ等の措置をとることができる内容）も含まれている。

日米両政府は、日米協議の前進をてこに TPP 全体を妥結させようとしているが、国会決議から逸脱した重要品目の大幅譲歩が明らかになった以上、TPP 交渉からの撤退を決断するしかない。

以上の趣旨から、政府に対し、以下の事項を求める。

記

- 1 TPP 交渉に関する国会決議を遵守し、これを守ることができない場合は、TPP 交渉から撤退すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

議員提出議案第 12 号

米価暴落対策を求める意見書（否決）

2014年の生産米価格は、JAの概算金が最低水準になったことに加え、過剰米の存在と先行きの不透明感から、販売業者などが当用買いに徹し大暴落した。農林水産省が公表する相対取引価格は下がり続け、2015年3月には全銘柄平均で1万1943円となり、消費税や流通経費を除けば、農家の手取りは8000円台の水準と見られる。

労賃はもとより物財費さえ確保できない価格では、どんな経営努力を講じても経営は維持できず、そのしわ寄せが大規模経営や集落営農組織等の担い手層の経営を直撃し、規模拡大どころか、借地の返却と離農が同時に進むことになりかねない。

しかも、政府が米の直接支払交付金を半減し、米価変動補填交付金を廃止したために、稲作農家に二重、三重の経営困難をもたらしている。

政府は、多くの農家や関係者の米価対策を求める世論に押され、融資やコスト削減への助成等を打ち出したが、需給については市場任せを公言し、米価暴落に何らの対策も打ち出していない。さらに、政府の2018年産米からの生産調整廃止方針により、需給と価格は一層不安定なものになっている。

加えて、TPP交渉の日米協議において、米国産米の特別輸入枠が議論されているとの報道もあり、これが事実とすれば、米価暴落による将来不安を抱える国内生産者を愚弄するものと言わざるを得ない。

今こそ、米の需給対策を放棄する方針を撤回し、政府が需給と価格の安定に責任を持つ米政策を確立することが強く求められている。

以上の趣旨から、政府に対し、以下の事項を強く求める。

記

- 1 価格の暴落と流通の停滞の原因は過剰米にあることが明らかであり、過剰米の市場隔離等明確な出口対策を実施するなどして、米の需給調整に直ちに乗り出し、米価の回復を図ること。
- 2 米の直接支払交付金の半減措置と米価変動補填交付金の廃止の撤回、生産意欲の持てる飼料用米等への助成水準の引き上げなど、農家の経営安定対策を講じること。
- 3 2018年産米からの生産調整廃止方針を撤回すること。
- 4 TPP交渉の日米協議における米国産米の特別輸入枠の合意を直ちに撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

議員提出議案第13号

「戦争法」制定に反対する意見書（否決）

政府は、第189回通常国会に、国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案の2法案を提出した。国際平和支援法案は、多国籍軍等の戦争を自衛隊が随時支援できるようにするための恒久法であり、平和安全法制整備法案は、集団的自衛権の行使を可能とするための自衛隊法改正案等10法案を一括したものである。

いずれも、自衛隊の武力行使の条件を整備し、これまで自国防衛以外の目的に行使できなかった自衛隊の力を、米国等の求めに応じて自由に行使できるようにするもので、戦争を放棄し、戦力の不保持を定めた憲法に反することは明らかであり、戦争を準備するための「戦争法案」と言うべきものである。

政府は、長年にわたり、「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や他国軍の武力行使との一体化

を憲法違反としてきた。今回の2法案は、平和憲法下のこうした我が国の基本政策を転換し、戦争を放棄した平和国家日本のあり方を根本から変えるものであり、到底認めることはできない。

よって、集团的自衛権の行使を容認する閣議決定を速やかに撤回し、国際平和支援法案及び平和安全法制整備法案の制定を断念することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

議員提出議案第14号

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（可決）

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活している。また、特に高齢化率の高い都道府県では、県民所得の17%前後及び家計の最終消費支出の20%前後を公的年金が占めるなど、年金は老後の生活保障の柱となっている。

このような中で、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、株式等のリスク性資産割合を高める方向で年金積立金の運用を見直し、既にそれが実施されている。しかし、年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものである。しかも、GPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないままに運用を見直したことは、問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、国やGPIFが責任をとるわけではなく、結局は被保険者・受給者が被害をこうむることになる。

こうした現状に鑑み、政府に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高めたことは、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があることから、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないような運用は行わないこと。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である経営者や労働者の代表等を初めとするステークホルダーが参画し、その意思が確実に反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月23日

議員提出議案第15号

地方単独事業に係る国民健康保険の減額措置の見直しを求める意見書（可決）

今国会において、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。

国民健康保険の改革に当たっては、国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直し等が今後の検討課題とされたところである。

一方、地方創生の観点から、人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では、単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充等に取り組む事例が多く見られる。

さらに、平成 26 年度補正予算で用意された国の交付金を活用し、対象年齢の引き上げ等の事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。

こうした状況の中で、全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

- 1 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と基礎自治体における負担軽減に向けた国民健康保険の国庫負担の減額調整措置のあり方について、早急に検討の場を設け、結論を出すこと。
- 2 検討に当たっては、少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、こうした観点から、子ども等に係る医療の支援策を総合的に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

議員提出議案第 16 号

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（可決）

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では、各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認された。

世界最速で高齢化が進む我が国では、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、認知症高齢者数は約 700 万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されている。

政府は本年 1 月、認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会として、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととした。

しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みが求められるところである。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育等により認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法の確立、ケアやサービスなど、認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた「(仮称)認知症の人と家族を支えるための基本法」を早期に制定すること。
- 2 認知症に見られる不安、抑鬱、妄想等の心理行動症状の発症、悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービス等の普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。
- 3 家族介護・老老介護の介護者、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々に対し自治体等が取り組んでいるサービスの好事例を広く周知すること。
- 4 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検、評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

議員提出議案第 17 号

農林水産物の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書（可決）

少子・高齢化社会の到来により、農林水産物の国内マーケットは縮小する見込みにある一方、海外には、世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加、人口増加など、今後伸びていくと考えられる有望なマーケットが存在する。

農林水産物・食品の輸出促進は、新たな販路拡大や所得の向上、国内価格の下落に対するリスクの軽減、国内ブランド価値の向上や経営に対する意識改革等をもたらし、国民全体にとっては、生産量増加による食料自給率の向上、輸出入バランスの改善、日本食文化の海外への普及など、幅広いメリットが考えられる。

政府は、2013 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略において、2020 年における農林水産物・食品の輸出額の目標を 1 兆円と定めている。近年の輸出は、円高や原発事故の影響等により落ち込みが生じていたが、2014 年の輸出額は過去最高の 6117 億円となったところであり、官民一体となった一層の促進策によって、国産農林水産物の輸出拡大につなげていくことが求められている。

よって、政府においては、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 原発事故に伴う輸入規制を行っている国々に対し、国境措置を科学的根拠に基づく判断とするよう多国間協議の場で提議、要請するなど、撤廃に向けた働きかけを行うこと。
- 2 国や日本貿易振興機構（JETRO）等が一体となって支援し、ブランドの確立や産地間の連携を図るとともに、諸外国の輸入規制情報の提供や関連する相談窓口の設置、諸外国から要求される証明書の国による一元的な発行など、国内輸出事業者への支援策を行うこと。
- 3 輸出先となる国や事業者から求められる HACCP、ハラール、GLOBALG. A. P. 等の認証取得を促進するとともに、国際的な取引にも通用する HACCP をベースとした食品安全管理や GAP に関する規格・認証の仕組みの構築を推進すること。
- 4 国内・海外商談会の開催や輸出に必要な情報の提供、輸出相談窓口体制の充実、トップセールスによる支援など、日本食文化・産業の一体的な海外展開を一層推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 6 月 23 日

議員提出議案第 18 号

青森駅周辺整備推進事業の速やかな実施を求める決議（可決）

青森駅周辺整備推進事業は、平成 24 年 2 月に策定した「青森駅を中心としたまちづくり基本計画」に基づき進められている事業であり、かつ、平成 24 年 3 月に国から認定を受けた第 2 期青森市中心市街地活性化基本計画においても核的事業として位置づけられている。

本事業は、青森市が進めているコンパクトシティの形成を推進し、中心市街地の活性化を図る上で非常に重要な事業であるが、目に見える進展がないことを強く懸念した青森市議会は、平成 26 年 6 月

24日に「青森駅周辺整備推進事業を計画どおり実行するよう求める決議」を可決した。

その後、都市機能を除いた自由通路及び駅舎並びに西口交通結節機能の整備を先行実施することについて、市、東日本旅客鉄道株式会社及び青森県との調整が図られ、平成26年第3回定例会において、その基本設計等に要する経費を措置するための補正予算が可決されたところである。

事業の推移を見守る中、市は、概算事業費が当初計画の約81億円から約1.5倍の約123億円になることを理由に、青森駅周辺整備推進事業をおおむね2年間中断するという方針を4月30日に発表し、青森市議会のみならず、経済界や一般市民にも波紋が広がっている。

市は、中断の理由を事業費の増大としているが、当該事業費に係る一般財源の議論がなおざりにされている。

一方、青森駅前地区では、青森グランドホテルの営業終了やサンフレンドビルの競売など暗い話題が続き、アウガについては、青森駅前再開発ビル株式会社が平成26年6月に策定した第2次再生計画が初年度で事実上破綻するという状況の中、まちづくりの進展に危機感を抱いた青森商工会議所は、市長に対し青森駅周辺整備推進に関する緊急要望を行い、また、報道によれば、地元民間放送局が実施したアンケートでは、約6割の市民が青森駅整備の推進を望んでいるとの結果が出ているところである。

青森駅前地区は、本市はもとより県都の顔としてふさわしい姿を形成する必要がある、今こそ、官民挙げて英知を結集し、課題を乗り越え、本市経済活性化のために速やかに青森駅周辺整備推進事業を進め、青森市のまちづくりを見据えた整備を行わなければならない。

したがって、市に対し、関係者と協力・連携しながら、青森駅周辺整備推進事業を中断することなく速やかに実施することを強く求める。

以上、決議する。

平成27年6月23日
